

第9回避難場所の指定見直しについて

1 避難場所指定見直し事業

東京都区部の避難場所（震災時火災による）について、火災からの安全性の確保・向上を図るため、東京都（都市整備局）が約5年に一度実施しているもの。

2 現状

新規避難場所候補地の地権者や施設管理者等から承認を得るための協議などを経て、東京都が主に延焼火災からの安全性など専門的見地から避難場所指定見直し案を作成中。

3 今後のスケジュール

（1）令和4年4月～5月

都から掲示された見直し案に基づいて、避難場所が変更となる地域への説明および都との最終調整を実施

（2）令和4年6月

東京都による避難場所見直しの公表

（3）令和4年7月以降

ア 新規に避難場所となった施設と協定の締結や運用ルールの作成

イ 避難標識の設置・修正工事の実施

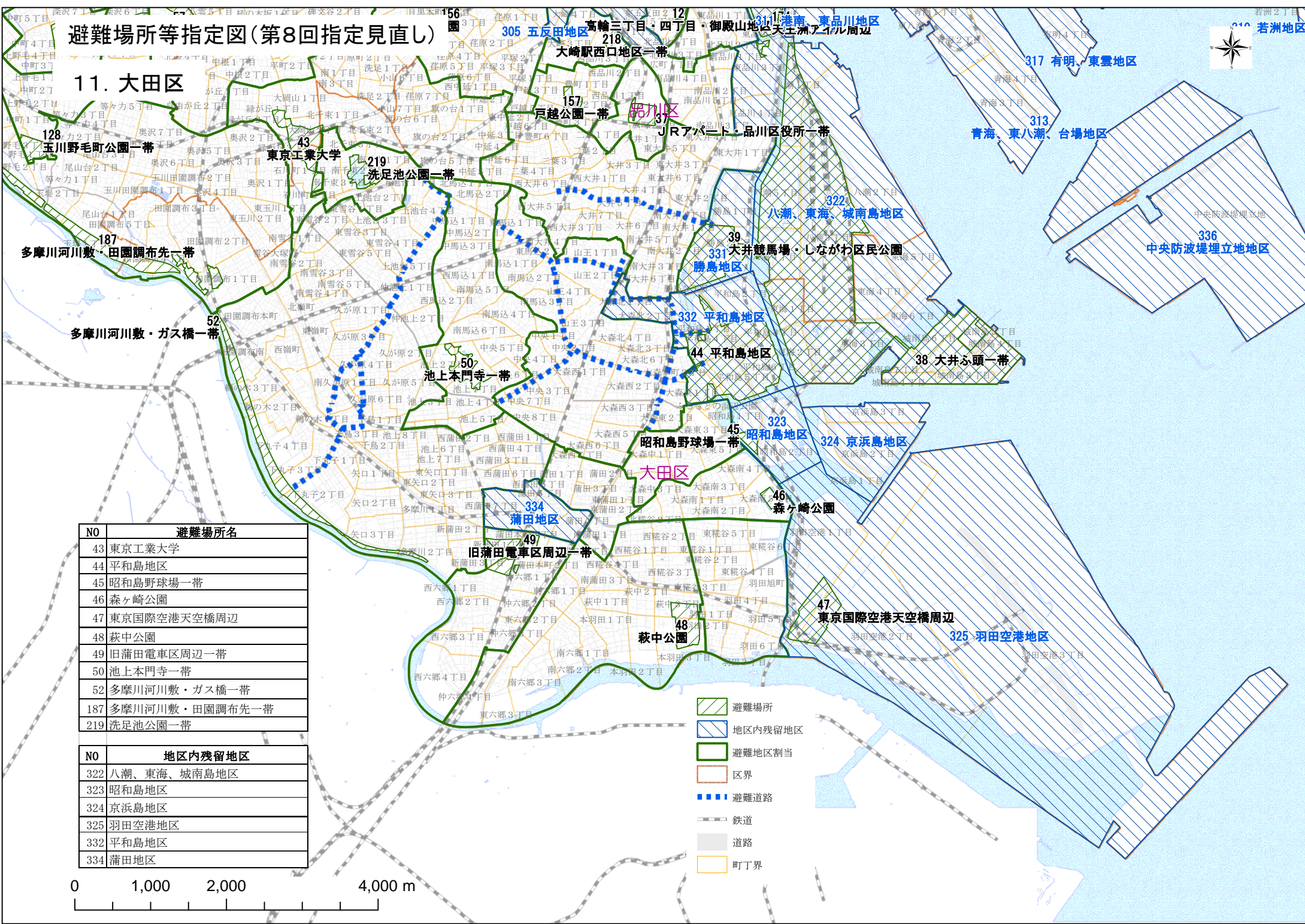
ウ ハザードマップへの反映

（4）令和5年度4月

今回の見直しに基づく避難場所の運用開始

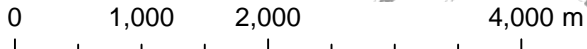
避難場所等指定図(第8回指定見直し)

11. 大田区



NO	避難場所名
43	東京工業大学
44	平和島地区
45	昭和島野球場一帯
46	森ヶ崎公園
47	東京国際空港天空橋周辺
48	萩中公園
49	旧蒲田電車区周辺一帯
50	池上本門寺一帯
52	多摩川河川敷・ガス橋一帯
187	多摩川河川敷・田園調布先一帯
219	洗足池公園一帯

NO	地区内残留地区
322	八潮、東海、城南島地区
323	昭和島地区
324	京浜島地区
325	羽田空港地区
332	平和島地区
334	蒲田地区



- 避難場所
- 地区内残留地区
- 避難地区割当
- 区界
- 避難道路
- 鉄道
- 道路
- 町丁界